貸金庫規定

第1条(格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号の掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利 用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐 敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に 適さないもの
 - ③ 破損しやすいもの

第2条 (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条(使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当組合所定の料金により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満 了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主は届出の印章により封印し、当組合が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

第6条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名 押印して提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、使用終了後 は必ず貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

第7条 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の 届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てくださ い。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

第8条 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直

- ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直 ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見 監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出 てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様 に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を 負いません。

第9条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続を した後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を 求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第10条(印鑑照合等)

貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を 届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他 の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故が あってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。な お、使用される正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。

第11条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由 により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じら れないことがあります。このために生じた損害について当組合は責任を負 いません。
- (2) 第1項の事由による格納品の紛失、減失、毀損、変質等の損害について も当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第12条(反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第13条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この 場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金 庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合 に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
- (3) 第2項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした ことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当す る行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約 日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月 までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4 条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた ときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日 に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、 第5項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、 不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

第14条(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第15条 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の 火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫 を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損 害については当組合は責任を負いません。

第16条 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第17条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の 事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公 表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

礼幌中央信用組合